

## 修正箇所対照表

田原市津波防災地域づくり推進計画(案)パブコメ前からの主な変更点

4月25日

頁	パブコメ前(案)	頁	最終(案)	変更内容
P.2	図2-1 本計画と関連計画の関係 田原市 田原市国土強靱化地域計画(平成28年4月予定) 改定版田原市都市計画マスタープラン(平成28年3月予定)	P.2	図2-1 本計画と関連計画の関係 田原市 田原市国土強靱化地域計画( <del>平成28年4月予定</del> ) 改定版田原市都市計画マスタープラン( <del>平成28年3月予定</del> )	計画策定済みのため、予定の削除
P.9	図2-6 幹線道路ネットワーク図	P.9	<b>図2-6 幹線道路ネットワーク図</b>	改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正
P.10	表2-1 田原市の概要 (略) 観光施設延客数 306万人(H25観光地点等入込客数調査)	P.10	表2-1 田原市の概要 (略) 観光施設延客数 306万人(H25 <b>観光レクリエーション利用者統計</b> )	引用の訂正
P.16	図2-10 地震・津波防災戦略のイメージ図 図中の【課題】 (略) ○要配慮者の支援者の一層の推進	P.16	図2-10 地震・津波防災戦略のイメージ図 図中の【課題】 (略) ○要配慮者 <b>支援体制</b> の一層の推進	表現の修正
P.58	図4-6 渥美地域のまちづくり方針図	P.58	<b>図4-6 渥美地域のまちづくり方針図</b>	改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正
P.59	(2)地域のまちづくり方針 ①田原地域の土地利用 (略) ・集落内の既存宅地・住宅の活用などを図るとともに、集落内の世帯分離のための住宅地、田舎暮らしニーズへの対応を進め、人口減少の抑制を図るための住宅地としての土地利用を図る。 ・集落については、人口の維持を図るため、地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。 図4-4 田原地域のまちづくり方針図	P.59	(2)地域のまちづくり方針 ①田原地域の土地利用 (略) ・集落については、人口減少を抑制するため、 <b>集落内の世帯分離のための住宅地供給、田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を図る。</b> ・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努める。 <b>図4-4 田原地域のまちづくり方針図</b>	改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正

<p>P.60</p> <p>②赤羽根地域の土地利用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落については、人口の維持を図るため、地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。</li> <li>・集落内の既存宅地・住宅の活用などを図るとともに、集落内の世帯分離のための住宅地、田舎暮らしニーズへの対応を進め、人口減少の抑制を図るための住宅地としての土地利用を図る。</li> </ul> <p>図4-5 赤羽根地域のまちづくり方針図</p>	<p>P.60</p> <p>②赤羽根地域の土地利用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落については、人口減少を抑制するため、<b>集落内の世帯分離のための住宅地供給、田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を図る。</b></li> <li>・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努める。</li> </ul> <p>図4-5 赤羽根地域のまちづくり方針図</p>	<p>改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正</p>
<p>③渥美地域の土地利用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落については、人口の維持を図るため、地域の実情に応じた適切な土地利用を図る。</li> <li>・集落内の既存宅地・住宅の活用などを図るとともに、集落内の世帯分離のための住宅地、田舎暮らしニーズへの対応を進め、人口減少の抑制を図るための住宅地としての土地利用を図る。</li> <li>・津波被害が想定される区域については、津波に対し十分に考慮した土地利用を図る。また長期的な視点から、緩やかな移転誘導を考慮した土地利用を検討する。</li> </ul> <p>図4-6 渥美地域のまちづくり方針図</p>	<p>③渥美地域の土地利用 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落については、人口減少を抑制するため、<b>集落内の世帯分離のための住宅地供給、田舎暮らしニーズへの対応など、地域の実情に応じた土地利用を図る。</b></li> <li>・津波被害が想定される区域については、津波に対し十分に考慮した土地利用を図る。また長期的な視点から、緩やかな移転誘導を考慮した土地利用を検討する。</li> <li>・農地は地域の特性に合った農業施策を推進し、農地の維持・保全に努める。</li> </ul> <p>図4-6 渥美地域のまちづくり方針図</p>	<p>改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正</p>
<p>P.62</p> <p>(3)防災に関する土地利用の方針 東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用して、短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な土地利用を図り、地震や津波に強い都市構造の構築を目指す。</p>	<p>P.62</p> <p>(3)防災に関する土地利用の方針 東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限活用して、<b>短期的な視点によらず</b>、長期的な視野を持って計画的な土地利用を図り、地震や津波に強い都市構造の構築を目指す。</p>	<p>改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正</p>
<p>P.62</p> <p>①地震に関する方針 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等公共空地の整備や電線類の地中化等の都市基盤整備を推進し、安全な市街地の形成を図る。</li> </ul> <p>②津波に関する方針 (L1クラスへの対策) (略) (L2クラスへの対策)</p>	<p>P.62</p> <p>①地震に関する方針 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等公共空地の<b>確保</b>や電線類の地中化等の都市基盤整備を推進し、安全な市街地の形成を図る。</li> </ul> <p>②津波に関する方針 (L1<b>津波</b>への対策) (略) (L2<b>津波</b>への対策)</p>	<p>改定版田原市都市計画マスタープランの変更に伴う修正</p>

P.66	<p>基本事業Ⅰ－① 建築物等の耐震化の推進 災害発生時に自らの身を守り、迅速かつ確実な避難行動がとれるよう、住宅の耐震化や家具等の転倒防止を促進するとともに、自力で避難することが困難な利用者が入所する保育園や老人福祉施設等の施設や非構造部材の耐震化を図るなど、建築物等の耐震化を推進する。</p>	P.66	<p>基本事業Ⅰ－① 建築物等の耐震化の推進 災害発生時に自らの身を守り、迅速かつ確実な避難行動がとれるよう、住宅の耐震化や家具等の転倒防止を促進するとともに、<b>自力避難困難者入所施設や学校施設の非構造部材の耐震化</b>を図るなど、建築物等の耐震化を推進する。</p>	表現の修正
P.67	<p>基本事業Ⅰ－② 日頃の津波避難訓練や防災教育の実施 地域の防災力の向上と市民一人ひとりの防災知識の向上を図るため、平常時から防災情報について幅広く収集しておくとともに、防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。また、津波に関する基礎知識、応急対策、避難路等について啓発活動を行うとともに、地域住民に対し津波に関する知識の普及に努める。</p>	P.67	<p>基本事業Ⅰ－② 日頃の津波避難訓練や防災教育の実施 地域の防災力の向上は、市民一人ひとりの防災知識の向上が鍵である。平常時から<b>個人毎に防災情報の取得に対して幅広い視野で取り組み、地域において</b>防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。また、<b>津波浸水想定区域内に居住する住民においては、津波に関する基礎知識、応急対策、避難路等に関する啓発活動を推進する。</b></p>	表現の修正
P.67	<p>基本事業Ⅰ－② (アクション名) 1)津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定(県) (目標指標) 市内の津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定の検討 (実施主体・公助) 県)建設部</p>	P.67	<p>基本事業Ⅰ－② アクション名 1)津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定を<b>見据えた検討</b> 目標指標 市内の津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定を<b>見据えた検討・研究会等の開催</b> (実施主体・公助) 県)建設部 <b>市)防災対策課</b></p>	愛知県東三河建設事務所からの意見による修正
P.67	<p>基本事業Ⅰ－② (アクション名) 16)公共施設の津波避難行動マニュアルの策定 (実施主体・公助) 市)文化生涯学習課・スポーツ課</p>	P.67	<p>基本事業Ⅰ－② (アクション名) 16)公共施設の津波避難行動マニュアルの策定 (実施主体・公助) 市)<b>文化</b>生涯学習課・スポーツ課</p>	田原市の機構改革による修正
P.68	<p>基本事業Ⅰ－② (アクション名) 23)避難案内表示の設置促進 (実施主体・公助)下段 市)防災対策課・経営企画課</p>	P.68	<p>基本事業Ⅰ－② (アクション名) 23)避難案内表示の設置促進 (実施主体・公助)下段 市)防災対策課・<b>街づくり推進課</b></p>	田原市の機構改革による修正

P.69	<p>基本事業Ⅰ－③ 多様な情報収集・伝達手段の確保 災害対応についての的確に判断するため、民間企業、報道機関、住民等からの情報等、様々な災害関連情報が入手できるよう収集体制の強化を図る。また、同報無線、デジタル無線、衛星携帯電話、メール等、多様な手段を用い、重要な情報を確実に伝える体制を整備する。</p>	P.69	<p>基本事業Ⅰ－③ 多様な情報収集・伝達手段の確保 災害対応についての的確に判断するためには<b>情報収集が不可欠であり</b>、民間企業、報道機関、<b>地域住民等からの情報等</b>、様々な災害関連情報が入手できるよう収集体制の強化を図る。また、<b>市民等への重要な情報の伝達方法として</b>、同報無線、デジタル無線、衛星携帯電話、メール等、多様な手段を用いて<b>確実に情報を伝達する体制を構築</b>する。</p>	表現の修正
P.69	<p>基本事業Ⅰ－③ (アクション名) 6)～9)</p>	P.69	<p>基本事業Ⅰ－③ (アクション名) 5)～8)</p>	間違いによる訂正
P.70	<p>基本事業Ⅰ－④ 津波避難体制の確立 津波到達前に確実に避難できるよう、地域特性に合わせた避難体制の整備を図る。また、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るとともに、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織等との応援協力体制を確保する。</p>	P.70	<p>基本事業Ⅰ－④ 津波避難体制の確立 津波到達前に確実に避難できるよう、地域特性に合わせた避難体制の整備を図る。また、<b>自力での避難が困難である要配慮者の避難支援については</b>、個々の要配慮者の態様に合わせた<b>津波避難支援体制を整備する必要があることから</b>、避難行動要支援者に関する情報を<b>平常時のうちから自主防災組織等の近隣住民と共有するなど</b>応援協力体制を確保する。</p>	表現の修正
P.70	<p>基本事業Ⅰ－⑤ 安全な避難空間の確保 津波避難に時間がない地区の住民が安全に退避できるよう、津波避難施設等の整備、又は公共施設や民間施設等を緊急的・一時的な避難場所として利用する津波避難施設の指定を行い、津波避難場所の空白地域の解消を図</p>	P.70	<p>基本事業Ⅰ－⑤ 安全な避難空間の確保 津波避難に時間がない地区の住民が安全に退避できるよう、公共施設や民間施設等を緊急的・一時的な避難場所として利用する津波避難施設の指定や、<b>高台が近くに存在しない地区では津波避難場所の整備を行うことで空白地域</b></p>	表現の修正
P.70	<p>基本事業Ⅰ－⑤ (アクション名) 5)集会所耐震改修事業費補助の見直し (実施主体・公助) 市)防災対策課・市民協働課</p>	P.70	<p>基本事業Ⅰ－⑤ (アクション名) 5)集会所耐震改修事業費補助の見直し (実施主体・公助) 市)防災対策課・<b>総務課</b></p>	田原市の機構改革による修正

P.71	基本事業Ⅰ－⑥ 最短でつなぐ、安全な避難路・避難経路の確保 短時間で津波の到達が懸念される地域では、より早く安全に避難するため、住民等との協働による最短な避難経路を確保する。また、円滑で安全な避難を促すため、十分な幅員の避難経路や沿道建築物の耐震性の確保、高台への避難経路の整備を推進する。	P.71	基本事業Ⅰ－⑥ 最短でつなぐ、安全な避難路・避難経路の確保 短時間で津波の到達が懸念される地域では、住民等との協働により、安全により早く避難できる避難経路を確保する。また、避難路については、十分な幅員及び沿道建築物の耐震性の確保を行い、安全な避難路の整備を推進する。	表現の修正
P.71	基本事業Ⅰ－⑥ (アクション名) 1)、3) (実施主体・公助) 市)土木課	P.71	基本事業Ⅰ－⑥ (アクション名) 1)、3) (実施主体・公助) 市)維持管理課	田原市の機構改革による修正
P.71	基本事業Ⅰ－⑥ (アクション名) 6)避難路・避難経路としての道路新設改良の推進 (実施主体・公助) 市)土木課	P.71	基本事業Ⅰ－⑥ (アクション名) 6)避難路・避難経路としての道路新設改良の推進 (実施主体・公助) 市)建設企画課・建設課・維持管理課	田原市の機構改革による修正
P.72	基本事業Ⅱ－① 津波浸水被害の軽減 津波による浸水を軽減し、人命や財産を守るため、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行うとともに、津波エネルギーの減衰効果等が期待される海岸防災林の整備を促進する。	P.72	基本事業Ⅱ－① 津波浸水被害の軽減 津波による浸水を軽減し人命や財産を守るため、海岸堤防等の耐震対策及び整備、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進を行う。また、津波エネルギーの減衰効果等が期待される海岸防災林の整備を促進する。	表現の修正
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 1)海岸堤防の津波対策の整備(県管理) (実施主体・公助)中段、下段 市)土木課	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 1)海岸堤防の津波対策の整備(県管理) (実施主体・公助)中段、下段 市)維持管理課	田原市の機構改革による修正
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 2)海岸堤防の津波対策の整備(市管理) (実施主体・公助) 市)土木課	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 2)海岸堤防の津波対策の整備(市管理) (実施主体・公助) 市)建設課・維持管理課	田原市の機構改革による修正

P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 3)河川堤防の津波対策の整備(県管理) (実施主体・公助)中段、下段 市)土木課	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 3)河川堤防の津波対策の整備(県管理) (実施主体・公助)中段、下段 市)建設企画課	田原市の機構改革による修正
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 4)津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設 (樋門)の整備 (実施主体・公助) 県)建設部 市)土木課	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 4)津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設 (樋門)の整備 (実施主体・公助) 県)建設部 市)維持管理課	田原市の機構改革による修正
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 7)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備の促進 (目標指標)上段 津波防護機能を有する施設の整備 県道城下田原線の整備の検討 堀切地区周辺の緑の防潮堤、国道42号等嵩上げの複合整備の検討 (対象区域)上段 L2浸水 (実施主体・公助)上段 県)建設部・農林水産部	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 7)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備の促進 (目標指標) 津波防護機能を有する施設の整備 県道城下田原線の整備の検討 堀切地区周辺の緑の防潮堤、道路等嵩上げの複合整備の検討 (対象区域) L1浸水 (実施主体・公助) 県)建設部・農林水産部	愛知県東三河農林水産事務所及び愛知県東三河建設事務所からの意見による修正
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 7)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備の促進 下段	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 7)既存道路等を活用した津波防護機能を有した施設の整備の促進 下段削除	田原市建設部の方針変更による削除
P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 10)道路整備計画等の策定 (実施主体・公助) 市)土木課	P.72	基本事業Ⅱ－① (アクション名) 10)道路整備計画等の策定 (実施主体・公助) 市)建設企画課	田原市の機構改革による修正



P.74	基本事業Ⅱ－④ 重要幹線(道路)の啓開復旧及び防災機能の強化 地震発生後における早期の緊急輸送道路を確保するため、災害復旧時に要となる主要道路等の防災機能の強化を図るとともに、被災時に優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業手順等を定めた道路啓開計画を策定する。	P.74	基本事業Ⅱ－④ 重要幹線(道路)の啓開復旧及び防災機能の強化 地震発生後における早期の緊急輸送道路を確保するため、災害復旧時に要となる主要道路等の防災機能の強化を図るとともに、被災時に優先して啓開すべき防災拠点とそこに至るルート、啓開作業手順等を定めた計画を策定する。	表現の修正
P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 1)道路啓開計画の策定 (実施主体・公助) 県)建設部 市)土木課	P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 1)道路啓開計画の策定 (実施主体・公助) 県)建設部 市)建設企画課	田原市の機構改革による修正
P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 3)市内主要道路の橋梁の耐震化の推進(市管理) (実施主体・公助) 市)土木課	P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 3)市内主要道路の橋梁の耐震化の推進(市管理) (実施主体・公助) 市)維持管理課	田原市の機構改革による修正
P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 4)、5) (実施主体・公助) 市)土木課	P.74	基本事業Ⅱ－④ (アクション名) 4)、5) (実施主体・公助) 市)建設企画課	田原市の機構改革による修正
P.76	基本事業Ⅲ－① 地域防災力の強化 自主防災会の活動を効果的に実践するため、必要な調整や誘導等を行う地域の自主防災活動の中心となる防災リーダーを養成し、地域防災力の強化を図る。	P.76	基本事業Ⅲ－① 地域防災力の強化 自主防災会の活動を効果的に実践するため、防災リーダーの養成を始めとする地域コミュニティ団体による地域防災力の強化を図る。	表現の修正
P.76	基本事業Ⅲ－① (アクション名) 5)自主防災会重点支援地区活動の実施 (目標指標) 毎年重点支援地区の指定し、防災活動を支援	P.76	基本事業Ⅲ－① (アクション名) 5)自主防災会重点支援地区活動の実施 (目標指標) 毎年重点支援地区を指定し、防災活動を支援	間違いによる訂正

P.77	基本事業Ⅲ－③ (アクション名) 5)災害時における地域モビリティの確保 (実施主体・公助) 市)防災対策課・経営企画課	P.77	基本事業Ⅲ－③ (アクション名) 5)災害時における地域モビリティの確保 (実施主体・公助) 市)防災対策課・街づくり推進課	田原市の機構改革による修正
P.78	基本事業Ⅲ－⑥ (アクション名) 2)被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査等の推進 (実施主体・公助)上段 市)土木課	P.78	基本事業Ⅲ－⑥ (アクション名) 2)被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査等の推進 (実施主体・公助)上段 市)建設企画課	田原市の機構改革による修正
P.81	添付資料 計画策定の経過 (略) 平成28年3月 日 第4回田原市津波防災地域づくり推進協議会(書面開催)	P.81	添付資料 計画策定の経過 (略) 平成28年4月25日 第4回田原市津波防災地域づくり推進協議会(書面開催)	第4回推進協議会(書面開催)の開催日の修正
P.82	田原市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	P.82	田原市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿 (人事異動による追記等)	人事異動や田原市の機構改革による追記・修正